	会議等結果報告書
会議区分	会議 ・打合せ・協議 次裁期日 今和4年7月15日
名 称	令和4年度第1回安平町町民自治推進委員会
日 時	令和4年7月12日 午前・午後 18時30分 ~ 20時15分
場所	安平町役場総合庁舎 2階大会議室
出席者	委員 8名 事務局 6名
	1. 開会

3. 議事

(1) 安平町まちづくり基本条例の調査審議について

調査審議テーマ「成年年齢の引下げ」(P1)

会議概要

- * 調査審議・意見交換をいただきたいテーマとして『成年年齢の引下げ』を設定させていただいた。
- * 成年年齢はこれまで 20 歳であったが、民法改正により今年の 4 月以降 18 歳まで引き下げられており、これ以前には、国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が既に 18 歳まで引き下げられるなどの社会情勢の変化を受けての改正であること。
- * 大きく2点について年齢が引下げとなり、一つ目は一人で有効な契約をすることができる年齢、二つ目に親権に服することがなくなる年齢となっており、参考までに成年年齢引下げに伴い変更となった具体的な内容は、議案の掲載のとおり。
- * なお、成人式の取扱いについては、各自治体に委ねられており、安平町は当面の間、 20 歳を対象年齢とした「安平町二十歳の集い」と名称を変えて実施することとして いる。
- * こうした国の動き、民法改正に伴う安平町の対応状況としては、基本的には国の法律(公職選挙法)に準じることとしているため、条例改正等の手続きは不要であるが、町民参画推進条例のほか、町民自治推進委員会の委員の選定に関する要綱というのは、国に準じるものではなく、町として年齢要件を設定しているため、引下げとするかどうかは町の判断に委ねられるものであること。
- * 具体的に現行の条例・要綱がどのようになっているかを議案に整理している。
- * ①町民政策提案制度については、町民参画推進条例に基づく町民参画の手段の一つであり、町民から町に対して、政策提案を出来る制度であるが、年齢満20歳以上の方が10名以上の連署をもって政策を提案できるというもの。
 - ②の町民自治推進委員会の委員の選定方法については、1号委員と呼ばれる町民の中から無作為抽出により選出された方の対象年齢を現在は年齢満20歳から満69歳までの方としているところ。
- * 二つの条例・要綱を見直す必要があるかどうか、また、民法改正等により若い方の社会的責任がこれまでよりも増してきたという観点から、安平町における若い方への町民参画・まちづくりへの参加について、皆様の経験や各自治会・町内会、周囲の状況などについて教えていただきたい。

* この後説明する提言書(案)において、見直しを検討するようにと整理をさせていただいているが、本来であれば、調査審議・意見交換等を経て提言として整理すべきところ、先行して整理させていただいている。この後の審議・意見等により、内容を補完したい。

【質疑応答・調査審議】

- 委員)国に倣って年齢を引き下げるのは当然のことと思う。若い方にも積極的に参画していただきたいと考えている。
- 事務局)民法改正による年齢引下げに伴って、18~19歳の方の社会的責任が高まったという傾向があるが、地域での若い方の参画状況はいかがか。
- 委員) 少なからず若い方の転入も見られるが、自治会への加入を断られるケースなどもある。地域とのコミュニケーション・繋がりのほか、都会と田舎、生活リズムなどの違いによる課題も出てきている。
- 事 務 局) コロナ禍において、大学生・高校生が農作業の手伝い・バイトに来てくれた ケースがあったが、実際の社会におけるコミュニケーションなどを通じて社会 参画するという機会も重要と思う。
- 委員)政策提案制度に関し18歳まで引き下げとしているが、18歳以上までとする必要があるのか。わざわざ18歳以上と絞る必要はないのではないかと感じた。レジュメ4ページの提言書の方で、子どものまちづくり参画について触れている。子どものまちづくりへの参画について触れている一方で、政策提案制度では18歳以上としているという部分で、自己矛盾が生じているのではないか。
- 委員) 同時進行で進めていくものと考える。別途、安平町には「ていあんくん」という全ての年代の方が町に個人で提案できる制度があるので子どもの意見は 拾うことは可能。18歳までとするのは確かに気にはなるが。
- 委員) 政策提案制度は個人ではなく、10 人以上で提案するという性質から、町は答える義務を果たすという部分で権威性を保つために作っている制度ではないかと思う。
- 事務局) 政策提案制度は2種類あり、町民の方10名以上の連署でもって自主的に提案するというパターンと行政の方から予め課題提起をさせていただいてそれに対して提案いただくというパターンがある。ていあんくんは個人でも子どもでも提案できる制度であること。

この後説明をする提言書の中でも審議をしていただくが、そこに矛盾が生じるのであれば、変えるという考え方もあろうかと思う。

また、今回は民法改正もあって 18 歳まで引下げをするという社会的な背景もあっての提案であった。まずは 18 歳に引下げをしてみて、今後さらに 18 歳以下の子どもたちの町民参画を促す必要があるという議論があるのであれば政策提案制度の年齢制限を撤廃していくことも考えられる。

- 委員)町民自治推進委員をやっていて、どういう形であれ参加や意見を言う仕組み というのは必要であり、そういう場がいっぱいできていかないと自治の推進 というのはあり得ないと考えており、実行性のある仕組みがあった方が良い と考えている。そういった実効性のある仕組みを盛り込める余地のある決め 事が良いと思っているため、18歳だとか年齢要件などは無くてもよいのでは という考えである。
- 委員) 今まで委員として参加させていただいている中で、若い世代として意見をすると申し訳ない気持ちになってしまう。発言のしづらさというのは少なからずある。年代・世代を分けた形で委員会を開催するということも考える余地はあるかと思う。
- 事務局) 町民自治推進委員の選定方法と関連する部分があるが、幅広い年齢層の方々から無作為で抽出することから年齢に偏りが出てきてしまうところ。そういった部分で、年齢構成などの観点から各年代が均等になるような選び方もあるのかなと感じた。

報告「審議経過の積極的な公開」(P2~3)

- * 前回の委員会開催時に「審議経過の積極的な公開」をテーマに調査審議を行ってきたところ。振り返りとなるが、第1期、第2期委員からは、各種審議会等の会議録を公開するページを設け、町民のまちづくりへの関心を高め、町民の納得性の確保につなげるようにと提言がなされてきたことから、各種審議会等の「会議録の公表」を進めていく予定であることを説明させていただいた。
- * ただし、公表にあたっては、メリット・デメリットもあるということも説明した上で、前回の会議の中で、委員の皆様からは、「ネット環境が無い世帯や高齢者世帯も多いため、紙媒体でお知らせは出来ないか?」や「一部公開している会議等もあるが、いざ探してもなかなか見つからない」などのご意見をいただいていた。
- * 期間は空いてしまったが、8月1日以降の審議会等の会議録について、公表を進めていくことを予定しているため報告をさせていただいた。
- * まずは1年間を試行期間として位置付けながら実施し、約1年後からは全ての審議会等について本格的に公開していくよう制度設計しており、レジュメ3ページ目には、ホームページのイメージを掲載している。
- * これらは8月以降随時公開していく予定としており、町民自治推進委員会において 公表状況の報告ができればと考えている。
- * また、見やすいようなホームページとなるよう、随時、掲載内容の見直しなどをしてく。

【質疑応答・調査審議】

- 委 員) 会議録の内容はどのような形になるのか。発言することが控えられたりする ような表現の仕方などは避ける必要があるかと思う。
- 事務局)本資料だけではなかなかイメージが伝わりにくい部分もあったかと思うが、 今回各種会議報告書の様式を統一化し、さらには要点記録とし見やすいよう に整理することで検討している。また、意見をしづらいというデメリットに ついては、委員の名前を伏せた形での公表を検討している。
- 事務局)会議の内容については、審議していただいて議決・可決していただく会議形態のものもあれば、行政側から出す案に対し意見交換をいただく会議など様々であることから、様式の統一性を持ちながら公表していくものとなっている。
- 委員)発言者ではなく出席した時のメンバーは掲載されるのか。
- 事 務 局)掲載はしないこととしている。また、委員名簿も非公表としている。
- 事 務 局) 前回会議では、各種会議の資料が探しづらいというようなご意見をいただいていたが、今回このページができることでそういった問題が解消されると考えている。
- **委** 員) そのページに行けば、当該会議の過去の町民参画手続きも見ることは可能か。
- 事務局)このページは会議の開催結果を掲載するものであることから、他のパブリック・コメントなどの町民参画の案件を掲載するようなことは検討していなかったが、そのページにリンクを貼り集約することも検討の余地はあるかと思う。
- 委員)発言内容を要約して、その内容を発言者に確認することはしない予定か。 自分の発言内容を確認できれば、発言主旨やニュアンスなどを修正可能であ り、発言のしづらさなどは解消できるかと思う。
- 事務局)会議の種類や状況に応じて異なるかと思うが、今のところはそこまで考えておらず、一言一句掲載する場合や名前を載せる場合においては会議開催前に 事前にアナウンスする必要があるかと思う。
 - また、今回このようなページが出来たことで、目に触れる機会も増え、確認できる場ができたということで、内容を確認いただいて修正することは可能と考える。
- 委 員) ホームページ上に公開するということは、町外だけではなく全国の方が見る

- ことが出来るとなると少し怖い気もする。
- 委員)少なくとも不利益を被らないような仕組みを考えていただき、併せて、業務量が増えない形で整理する必要があるかと思う。
- 事 務 局) よくテレビで見る情報公開では、何が書いているのかわからないような黒塗りの資料を見かけることもあるが、それは情報公開条例に基づいて個人情報などを整理しているものだが、今回は少し視点を変えて、町ではこういう委員会をやっているんだというようなところで、町民が知っていただく機会になればと思っている。
- 委 員)要約版となると会議の内容がわからないので、興味も湧かないのではないか。 事務局)先ほどのように情報が出ることが怖いと思う方もおり、間を取ることが必要 と考える。
- 事務局)例として、農業委員会は農家以外の方はわからない部分やほとんど関係のないものであるが、そういった会議が行われているということを知ってもらうというようなことが主旨であり、切口でもある。

(2) 提言書(案) について (P4~5)

- * これまでの会議経過等を踏まえ、提言書(案)を作成しており、提言の柱を2つ設けている。
- * 1つ目が『「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・ 検討について』、2つ目が『成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検 討について』である。
- * ~ 4~5ページ目提言内容を朗読 ~
- * 1つ目は、前回会議でテーマとさせていただいたものであり、子どもの権利や子どもの意見をまちづくりに反映している状況があるけれども、まちづくり基本条例において明確に謳われていないということについて、委員会の中でもご意見をいただいていたもの。また、学校の統廃合というキーワードから、子どもと地域のつながりや、学校間のつながりなど子どもを取り巻く環境についてのご意見を頂戴していたことから、後段では、「子どもにやさしいまち」に関連する各種取組みが今後も継続して行われていくようにと文言を整理させていただいた。
- * 2つ目については、先ほど審議を行った内容ではあるが、民法改正を契機に安平町の町民参画推進条例、町民自治推進委員会の委員の選定方法に係る年齢要件の引下げの検討を進めるというものです。
- * 本来であれば、もう少し会議を重ねた上で、提言書として整理できれば良かったの だが、限られた会議の中で提言書として整理させていただく形になった。

【質疑応答・調査審議】

- 事務局) 先ほどの成年年齢の引下げに関する議論について、提言書の中で矛盾が生じているのではという意見もあったが、とりあえず事務局としてはこういった提言内容を案として示させていただいている。
 - そういった部分を踏まえて改めてご意見等いただければと思う。
- 委員) 違和感は特になく、政策提案制度の要件も 18 歳まで引下げでも良いと思う。 ただし、町民全員を参加・参画させるんだというような基本的な理念から考 えると、今は限界があると思うが、子どもや各年代の方の力を引き出して町 の運営をより良いものにしていこうという総合的な視点で考えていく必要も あるかと思うのと同時に、そういった部分を明確にしていただきたいとは思 う。
- 事 務 局) 町民参画条例における町民参画の手続きは意見聴取と意見提出という面がある。そのうち、意見提出は、今回年齢要件を見直しする政策提案制度であること。本制度は、提出する側にとってもかなりハードルが高いものになっている。意見聴取に関しては、これからやろうとしている施策などに対して意見を公募するパブリック・コメントや町民説明会、ワークショップ、審議会がある。各種町民参画手続きがあるうち、政策提案制度の年齢要件を変更す

- るということを改めて補足させていただく。
- 委員)重要なのは今生活している人たちが一番感じているものや意見であって、どのように意見をもらって、実現していくのかということが行政の責務と考えるため、他にも意見聴取できる制度があるからという視点は好ましくないと考える。
- 委員) 一つ目の子どもにやさしいまちづくりに関連した取組みとして、学校をつくる会のほか、学校授業や事業と書いているが、それらはなかなか外から見えない部分と認識している。根本的なことから変えていく必要があると思う。本当に子どもにやさしいまちとは、子どもが安心して外で遊べることが一番だと思っている。例えば、ガードレールの設置や公園などの環境整備のほか、地域の人から見守られながら遊べるようなまちづくりも考えてほしいと思う。子どもにやさしいまちづくりに関する取組みがなかなか見えていない部分もあるので、もう少し視野を広げてほしいと感じる。
- 事 務 局) 行政側も子どもにやさしいまちづくりについて、手探りで進めている部分もある。学校建設に関し子どもの意見を取り入れるほか、通学路の安全対策なども実施しているが住民の目に触れていないこともあろうかと思う。まだこの理念が町全体に浸透していない部分もあるので、そういった部分をこのまちづくり基本条例の方で理念を盛り込んでいくことで、その先にある具体的な施策を進めていければよいのかと思う。
- 事 務 局) 掲載している提言書(案)で提出すべきか、もしくは、もう少し表現を変えた方が良いのか、はたまた次の第4期の委員の中で継続審議とするといった手法もあろうかと思うが、この点についてもう少しご意見をいただければと思う。
- 委員)政策提案制度の年齢引下げに関しては、委員の皆さんのご意見等を聴いていて、特に問題ないかと思うが、一つ目の子どもにやさしいまちとの矛盾というかしつくりこない部分がある。 年齢の部分は変更をするというような付帯意見をつければ良いと思う。 子どもにやさしいまちづくりに関しては、具体的な方策がはっきりしないといけない。基本条例を見直すことを前提として、具体的な方策の例示があるとわかりやすいのだと思う。
- 事 務 局) CFCIについては、別途会議を行っており、そこで具体を考えているところであるため、この自治推進委員会では、この大きい理念という部分をまちづくり基本条例で整えることが今回の見直しの内容として整理させていただいているもの。
- 事務局) 実際の取組みを提言書に盛り込んだうえで、まだ理念が町全体に浸透していないという観点を整理できれば良いと思うがいかがか。
- 委員) 先ほどの発言主旨は、理念が浸透していないというニュアンスではなく、ただ単純に外でのびのびと遊べる環境づくりが子どもにとってやさしいまちだと思ったもの。
- 事務局)提言書というのをやめて、申送書のような形で第4期委員へ引き継ぐというような形もあろうかと思う。
- 委員)成年年齢の引下げに伴って、条例・要綱の年齢要件を 18 歳に引き下げるのは良いかと思うが、子どもの参画が増えてきたからといって、年齢をまた下げていくということはしなくて良いと思う。これら制度は成人の方が考える会・役割という認識で、子どもたちも一緒にというのは別の問題であるとも思う。
- 事務局)年齢に縛られている感があるが、いかにして子どもから大人まで多くの町民 の意見をいただき、反映していくかという観点で取組みを進めていく必要が あると認識している。
- 事務局)各種ご意見をいただいてきたが、最終的に提言書の取扱いについては、次期委員に対する申送書という形とし、提言書に対していただいた意見を付記させていただいた上で第4期委員の中で議論していただくというような取扱いとさせていただければと思う。

(3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

- * 令和3年度(10月~3月末)の実績について事務局より説明。
- * レジュメ6~7ページの町民参画推進条例に定められている基準に基づき、町民参画が実施されているかチェックをしていただき、全体を通して、その案件が「町民からの意見をきちんと反映できているか」「意見の聴き方は問題ないか」といった視点で確認いただく。
- * レジュメ8ページ以降にあるとおり、令和3年度(1年間)の実績について掲載しているが、前回取り扱った部分もあることから抜粋して説明。

[令和3年度(10月~3月末)]

安平町立小中学校再編整備計画の策定

本計画は、人口減少・児童生徒数の減少という状況下において、学校の統廃合も 含めた小中学校の再編整備効率的かつ効果的な学校運営に配慮するとともに、町の 財政状況を踏まえて、学校の適正化を推進するため、再編整備に関する基本的な考 え方を計画として策定したもの。

本計画の制定は、町民参画推進条例第6条第1項⑤「町民の生活に重大な影響を 及ぼす施策の決定」に合致すると判断されることから、町民参画手続きとしては、 パブリック・コメントのほか、町民説明会は複数回実施し、教育委員会も開催して いる。

安平町森林整備計画の変更について

本計画は、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備を行うための計画であって、今回は、令和3年度から令和12年度までの計画を見直しするもの。町民参画推進条例第6条第1項①「総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更」に当たることから、パブリック・コメントと審議会を実施している。

安平町社会教育施設等長寿命化計画の策定

本計画は、社会教育施設等の今後の改修や更新の対応として、合併で多数の社会教育施設・社会体育施設があるが、老朽化の状況下において、安全性・持続性の確保と、地域の社会教育・スポーツ環境の継続的な提供を図っていくことを目的に策定するもの。

こちらは、町民参画推進条例第6条第1項①「総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更」にあたり、パブリック・コメントを実施している。

安平町地域公共交通計画の策定

本計画は、安平町における公共交通の望ましい姿を明らかにし、その最適化を図る基本方針や施策を示すマスタープランとして策定するもの。

本計画の制定は、公共交通という生活に直結するものであることから、町民参画 推進条例第6条第1項⑤「町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定」に合致す ると判断され、計画策定にあたっては、アンケート調査を全戸配布しているほか、 町民を対象としたワークショップ、審議会によりご意見をいただいている。

財産の無償貸付け

本件は、はやきたこども園とみなくるの間の旧早来公住5号線という町道を廃止したのに伴い、子ども園の駐車場に隣接する一部を、はやきたこども園を運営する学校法人リズム学園に対し無償貸付けを行うというもの。

こちらの道路は、児童・生徒が施設を利用するために横断することが多い状況に加え、さらには子ども園への送り迎えのために車の出入りが多く危険な状況であった。全児童生徒を対象としたアンケート調査でもそのような声をいただいていたものであり、アンケートのほか、子ども子育て会議など複数の審議会を経て決定している。

条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

令和3年度に町民参画を実施しないと判断されたものは3件あり、条例第6条第1項に該当し町民参画機会を設ける案件であるが、第6条第2項の適用除外案件にも合致するので、総合的に判断して町民参画手続きを省略したもの。

No.1~2は前回説明をしているので、No.3について説明。

No.3は、安平町健康増進計画「健康あびら 21」の第 2 次計画を変更するというもの。本計画は町民の総合的な健康づくりの指針となるもので、平成 26 年度から令和 5 年度を計画期間としており、5 年を目途に中間評価を行うこととしている。目標値などについて見直しを行うというものであり、大きな変更ではないと判断し、町民参画手続の適用対象外として整理している。

【町民参画手続実績に対する見直し意見等】

- 委 員)よくワークショップという言葉を聞くが、あまりイメージが湧いていない部分があるので何か補足があると良いのではないか。
- 事務局)ワークショップという言葉がなかなか浸透していないということでしたので、住民へ参加を呼び掛ける際は、イメージがわかるような説明文を付け加えるなどの工夫もできるかと思う。
- 事 務 局) ワークショップだけではなく、グループディスカッションや意見交換などの 補足する言葉を付記するなどはすぐできるかと思うので対応させていただき たい。
- 委員) 9ページにある財産の無償貸付けのアンケート調査について、全児童生徒へ 配布したとのことだが、回答件数・回収率が低いように思うが要因は何か。
- 事務局) こども園から保護者への情報伝達手段に則って周知しているものであるが、 なぜ回答が少ないのかは分析していないため、明確にお答えはできない。

4. その他

* 現在、次期委員の選定に向けて準備を進めているところであり、9月を目途に活動が出来ればと考えている。また、いただく申送書についても第4期委員と共有しながら意見交換を進めていきたい。

【意見等】

- 委 員) コロナ禍であったので仕方ないが、会議の開催について、もう少し回数を重ねることで、議論を深めていってほしい。
- 事務局)コロナの関係もあり、なかなか回数を重ねることが出来なかったが、いただいた意見を踏まえながら、回数含めて検討していきたい。

5. 閉会